

兵庫県公報

令和7年11月28日 金曜日 第2号外

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

公安委員会規則

- 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第11号の1）

道路交通法第45条第1項又は第49条の5の規定による警察署長の駐車許可に係る駐車許可証の交付について電子情報処理組織を使用して行えることとなつたこと、通行する車両の高さの最高制限が4.1メートルである道路を新たに指定すること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月28日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄

兵庫県公安委員会規則第11号の1

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第9項中「に駐車許可証」の右に「（前項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）」を加え、同条第13項中「を廃棄」を「の廃棄（第9項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第9項から第12項までを1号ずつ繰り下げ、第8項の次に次の1項を加える。

9 駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであって当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

別表第3の2県道の部加古川小野線の項

加古川市加古川町河原字松の内173番1から加東市東古瀬字正前135番4まで

」

を

「

加古川市加古川町河原字松の内173番1から加東市東古瀬字正前135番4まで

加古川市野口町坂元字坂之下30番1から小野市池尻町字東山627番95まで

」

に改める。

様式第41号の3を次のように改める。

様式第41号の3（第18条の2関係）

申 請 区 分	運 転 経 歴 証 明 書 <small>運転経歴情報記録個人番号カード</small>	<input type="checkbox"/> 交付申請 <input type="checkbox"/> 再交付申請 <input type="checkbox"/> 記載事項変更 <input type="checkbox"/> 記録申請 <input type="checkbox"/> 記載事項変更	受 理 警察署等
------------	--	---	-------------

確 認 方 法		運転経歴証明書交付等申請（届出）書			※ 申請者は太枠内を記載してください。	
住民票の写し		申請先 兵庫県公安委員会 様				申請（届出）日 年 月 日
個人番号カード						
在留カード等						
<input checked="" type="checkbox"/> 住民票の写し						
その他						
運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カードのうち現に有するもの		<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード		運転経歴証明書・運転経歴情報記録個人番号カードのうち手続終了後に有することを希望するもの		<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> 運転経歴情報記録個人番号カード
記載事項変更の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		再交付を申請する理由		
フ リ ガ ナ					新 フ リ ガ ナ	
氏 名					新 氏 名	
生 年 月 日		年 月 日生			(歳)	
住 所					電 話	
新 住 所					〒	
運転経歴証明書の番号						
運転経歴情報記録個人番号カードの運転経歴情報記録番号						

取消申請又は失効年月日	取消・失効年 月 日				申請取消又は交付公 安 委 員 会				公安委員会						写真貼付け欄		
取得していた免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二		け 引 二	
交付等(予定)日	証明書 年 月 日				旧経歴証明書交付 有・無												
	記録 年 月 日				取扱者												
免許証の返納		有・無				受付印											
免許情報記録の抹消		済・未															

運転免許課使用欄 (取扱者)					手数料
交付日	年 月 日		照会番号	一	
区分	1 優良 2 一般 3 違反等		取消・失効年月日		
旧運転経歴証明書交付日		年 月 日			
登録年月日	年 月 日		登録番号		

注 経歴証明書に記載の交付日は、交付申請又は再交付申請の受理日とすること。

(記載事項変更是無料)

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。ただし、別表第3の2の改正規定は、同年11月30日から施行する。